

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 5 月 29 日（金）第 723 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○保安林の指定の解除（2件）		（森づくり推進課取扱い） 1
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		（水産振興課取扱い） 2
○肥料の登録の有効期間の更新		（経営技術課取扱い） 2
○肥料の登録の失効		（経営技術課取扱い） 2
○土地改良区の定款の変更の認可		（農地整備課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）		（農地整備課取扱い） 3
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定		（鹿児島地域振興局取扱い） 3
	公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告		（建築課取扱い） 4
	正 誤	
○鹿児島県公報第705号（令和8年3月27日付け）の一部訂正（※）		（人事課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字四本松9381番2
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字四本松9381番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第346号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年5月29日から同年6月12日まで鹿児島県漁業協同組合東桜島支所において縦覧に供する。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭信
鹿児島市高免町509番地9 中村幸次郎
鹿児島市東桜島町679番地3 磯辺昭之
- 2 加入区
東桜島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合東桜島支所

鹿児島県告示第347号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1304号	令和11年6月8日	混合有機質肥料	海地の恵(みちのめぐみ)	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.5 加里全量 1.3		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地
鹿児島県肥第1305号	令和14年6月8日	魚かす粉末	7-7魚粕	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0		該当なし	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第348号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者		失効年月日
						氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1351号	なたね油かす及びその粉末	なたね油かす粉末	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.2 加里全量 1.0		該当なし	小山田産業株式会社	始良市蒲生町上久徳2408番地	令和8年3月31日

鹿児島県告示第349号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和8年4月28日付けて

南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第350号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）横山地区の工事は、令和8年2月3日に完了した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第351号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））（旧：農地環境整備）（区画整理）河内浦地区の工事は、令和8年3月13日に完了した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第352号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）西京南地区の工事は、令和8年3月13日に完了した。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年5月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	山田湯之元停車場線	日置市東市来町湯田字前田	前	12.8～27.6	122.0
		4657番4地先から同市東市来町湯田字水無川原4252番	後	12.8～27.6	122.0
		3地先まで	後	8.0～33.0	172.5

鹿児島地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年5月29日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズサポートみらい日置校	日置市東市来町養母5613-1	株式会社オフィスHIGASHI	薩摩川内市高江町654番地1	東 峯生	令和8年4月1日	児童発達支援・放課後等

						イサービ ス
ハビステ伊集院	日置市伊集院町 下谷口1925番地 3	株式会社ハンズウ エル	日置市吹上町小 野1212番地	坂之上竜治	令和 8 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 5 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2工区)
南九州市川辺町田部田字東小城3491番の一部、3493番1の一部、3494番1の一部、3508番1の一部、3521番1の一部、3521番2の一部及び3522番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市川辺町田部田3525番地
医療法人蒼風会こだま病院
理事長 児玉圭

正 誤

令和 8 年 3 月 27 日 付け鹿児島県公報第705号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から12行目及び3行目	週休日	週休日（